



三重県公報

平成31年4月16日 (火)

第 3100 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
242	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
243	同件	(同)	2
244	同件	(同)	2
245	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの業務の休止の届出	(同)	3
246	都市公園の供用区域の一部変更	(都 市 政 策 課)	4
公 告			
	土地改良区の設立認可申請を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	4
	2019年度狩猟免許試験の実施	(獣 害 対 策 課)	4
	2019年度狩猟免許更新講習会及び適性検査の実施	(同)	5
	貸金業者の登録取消し	(中小企業・サービス産業振興課)	7
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	7

- 4 休止しようとする業務
大豆の検査業務

三重県告示第 246 号

三重県都市公園条例（昭和 47 年三重県条例第 33 号）第 14 条の 2 の規定に基づき、次の都市公園に係る供用区域の一部を次のとおり変更します。

平成 31 年 4 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 名称
北勢中央公園
- 2 位置
いなべ市大安町大字梅戸
四日市市西村町
- 3 変更に係る区域
別図のとおり
「別図」は省略し、三重県四日市建設事務所において縦覧に供します。
- 4 供用開始の期日
平成 31 年 4 月 20 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 8 条第 1 項の規定により、仁田土地改良区の設立認可の申請は適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、決定については、土地改良法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 31 年 4 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 土地改良事業計画書の写し
(2) 定款の写し
- 2 縦覧の期間
平成 31 年 4 月 17 日から同年 5 月 22 日まで
- 3 縦覧の場所
多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600 番地）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」といいます。）第 41 条の規定により、2019 年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成 31 年 4 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 狩猟免許試験を行う日時、場所、試験種目及び申請書の受付期限

実施日時	会 場	試験種目	申請書の受付期限
2019 年 7 月 7 日（日） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 30 分から	三重県農業大学校 松阪市嬉野川北町 530	網猟 わな猟 第 1 種銃猟 第 2 種銃猟	2019 年 6 月 27 日（木） の 17 時まで
2019 年 8 月 8 日（木） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 30 分から		網猟 わな猟 第 1 種銃猟	2019 年 7 月 29 日（月） の 17 時まで

		第2種銃猟	
2019年8月31日(土) 9時50分～17時 受付は9時30分から		わな猟 第1種銃猟	2019年8月21日(水) の17時まで

2 免許試験を受けることができる者

三重県内に住所を有する者で法第40条各号のいずれにも該当しないものとします。

3 受験手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書

イ 受験票

必要事項を記入し、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚を貼り付けてください。

ウ 医師の診断書等

法第40条第2号から第4号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書を提出してください。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能とします。

エ 住民票抄本(現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、必要ありません。)

(2) 受験手数料

受験しようとする狩猟免許1件につき、5,200円分(現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、3,900円分)の三重県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林(水産)事務所で受け付けますので、(1)の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

4 試験科目

(1) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識

(2) 適性試験

視力、聴力及び運動能力

(3) 技能試験((1)及び(2)の合格者に対して行います。)

猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測(網猟免許及びわな猟免許受験者は、距離の目測を除きます。)

5 試験科目の一部免除

狩猟免許を現に受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除します。

6 合格者の発表

技能試験終了後、5日以内に合格者の受験番号を県庁掲示板及び三重県庁ホームページに掲示するとともに、掲示後速やかに受験者に合否等を郵送で通知します。

7 その他

(1) 狩猟免許申請書及び受験票の用紙は、各農林(水産)事務所で交付するものを使用してください。

(2) その他狩猟免許試験の詳細については、三重県農林水産部獣害対策課又は各農林(水産)事務所へ問い合わせてください。

(3) 試験当日は、筆記用具を持参するとともに、運動のできる服装で来てください(スリッパ、草履等のご遠慮ください。)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条の規定により、2019年度狩猟免許更新講習会及び適性検査を次のとおり実施します。

平成 31 年 4 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 日時、対象者、場所及び申請書の受付期限

開催年月日 及び受付時間	主たる対象者 (居住する住所地)	会 場	申請書受付期限
2019年6月15日(土) 受付8時30分～9時	伊賀市及び名張市	三重県伊賀庁舎 7階大会議室 伊賀市四十九町2802	2019年6月5日(水) の17時まで
2019年6月26日(水) 受付12時30分～13時	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、木曾 岬町、東員町、菰野町、朝 日町及び川越町	三重県鈴鹿庁舎 4階第46会議室 鈴鹿市西条5丁目117	2019年6月17日(月) の17時まで
2019年6月30日(日) 受付8時30分～9時	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、大紀町及 び南伊勢町	三重県伊勢庁舎 4階401会議室 伊勢市勢田町628番地2	2019年6月20日(木) の17時まで
2019年7月2日(火) 受付8時30分～9時	津市	三重県津庁舎 6階大会議室 津市桜橋3丁目446-34	2019年6月24日(月) の17時まで
2019年7月2日(火) 受付8時30分～9時	伊賀市及び名張市	三重県伊賀庁舎 7階大会議室 伊賀市四十九町2802	2019年6月24日(月) の17時まで
2019年7月3日(水) 受付12時30分～13時	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、木曾 岬町、東員町、菰野町、朝 日町及び川越町	三重県桑名庁舎 3階第1会議室 桑名市中央町5-71	2019年6月24日(月) の17時まで
2019年7月4日(木) 受付8時30分～9時	松阪市、多気町、明和町及 び大台町	三重県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町138	2019年6月24日(月) の17時まで
2019年7月5日(金) 受付8時30分～9時	尾鷲市及び紀北町	三重県尾鷲庁舎 5階大会議室(八鬼山ルー ム) 尾鷲市坂場西町1-1	2019年6月25日(火) の17時まで
2019年7月7日(日) 受付9時～9時30分	熊野市、御浜町及び紀宝町	三重県熊野庁舎 5階大会議室 熊野市井戸町371	2019年6月27日(木) の17時まで
2019年7月10日(水) 受付9時～9時30分	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、木曾 岬町、東員町、菰野町、朝 日町及び川越町	三重県四日市庁舎 6階大会議室 四日市市新正4-21-5	2019年7月1日(月) の17時まで
2019年7月18日(木) 受付8時30分～9時	松阪市、多気町、明和町及 び大台町	三重県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町138	2019年7月8日(月) の17時まで
2019年7月18日(木) 受付8時30分～9時	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、大紀町及 び南伊勢町	三重県伊勢庁舎 4階401会議室 伊勢市勢田町628番地2	2019年7月8日(月) の17時まで
2019年7月25日(木) 受付9時～9時30分	熊野市、御浜町及び紀宝町	御浜町役場 3階くろしおホール 南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1	2019年7月16日(火) の17時まで
2019年7月26日(金) 受付12時30分～13時	津市	津市白山公民館 農民研修所 津市白山町川口897	2019年7月16日(火) の17時まで
2019年8月4日(日) 受付8時30分～9時	松阪市、多気町、明和町及 び大台町	三重県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市飯高町138	2019年7月25日(木) の17時まで
2019年9月7日(土) 受付9時～9時30分	県全域	三重県津庁舎 6階大会議室 津市桜橋3丁目446-34	2019年8月28日(水) の17時まで

2 受講及び受検対象者

2019年9月14日まで有効の狩猟免許を持っている者(平成28年度に狩猟免許を受けた者又は更新した

者)で、狩猟免許の更新を受けようとするものとします。ただし、種類及び有効期間が満了する日の異なる 2 以上の狩猟免許を受けている者が当該狩猟免許の更新を受けようとする場合にあっては、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が満了した日の翌日において当該有効期間が満了した狩猟免許及び当該有効期間が満了した狩猟免許以外の種類の狩猟免許を更新することができます。

3 受講及び受検の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

イ 狩猟免許更新講習及び適性検査受検票

必要事項を記入し、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚を貼り付けてください。

ウ 医師の診断書等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書を提出してください。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 4 条第 1 項第 1 号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあっては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能とします。

(2) 受講及び受検手数料

更新しようとする狩猟免許 1 件につき、2,900 円分の三重県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林(水産)事務所で受け付けますので、(1)の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

4 講習科目及び適性検査の内容

(1) 講習科目

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別、鳥獣の保護管理及び猟具の取扱い

(2) 適性検査

視力、聴力及び運動能力の検査

貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 24 条の 6 の 6 第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の貸金業者について平成 31 年 4 月 9 日貸金業者の登録を取り消しました。

平成 31 年 4 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 商号又は名称

株式会社セブンズ・トラスト

2 代表者の氏名

駒江 義人

3 主たる営業所の所在地

鈴鹿市稲生町 5214 番地 3

4 登録番号

三重県知事(3)第 02006 号

5 登録年月日

平成 30 年 4 月 11 日

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、鈴鹿市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

鈴鹿都市計画地区計画

御菌地区地区計画

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
